



経理の窓7月号

平成23年7月1日号

暑中お見舞い申し上げます。

今月の税務

法人税
個人
地方

： 5月決算法人の確定申告と納付
： 所得税（第1期分）の納付
： 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付

平成23年分所得税改正について

平成23年度の税制改正は、平成23年6月10日に『所得税法等の一部を改正する法律案の修正』が、衆議院で承諾されました。6月30日に『現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律』が公布、施行されました。

国税庁のホームページに、『平成23年分所得税のあらまし』が掲載されています。あらましのなかから、一部をご紹介します。

平成23年分所得税の改正事項

①年金所得者の申告手続きの簡素化

- ・ 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、その年分の所得税について確定申告書の提出が不要とされました。確定申告書の提出が不要な場合でも、住民税の申告は必要です。平成23年以後の所得税に適用されます。
- ・ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除対象に寡婦（寡夫）控除が加えられました。平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等に適用されます。

②申告義務のある者の還付申告書の提出期間

申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から3月15日とされました。平成23年以後の所得税に適用されます。

③認定NPO法人等に対する寄附金に係る特別控除の創設

公益社団法人等寄附金特別控除の創設 平成23年以後の所得税に適用されます。

④税務手続きの電子化に伴う改正

電子証明書等特別控除について、平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げられた上、適用期限が2年延長されました。

⑤特別還付金の支給制度の創設

相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の保険金受取人等である者又はその相続人に対して、平成12年分以後の各年分の保険年金に係る所得のうち、所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金を支給することとされました。

⑥金融証券税制の改正

- ・ 上場株式等の配当等及び譲渡所得に係る10%軽減税率の適用期限が平成25年12月31日まで2年延長されました。
- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税について、非課税口座に受け入れることができる上場株式の範囲に追加が行われ、施行日が2年延長され、平成26年1月1日から適用されることとされました。
- ・ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に追加が行われました。

⑦住宅税制の改正 →平成23年6月30日以後に契約を締結する場合に適用

- ・ 住宅借入金等特別控除及び特定増改築等住宅借入金等特別控除の改正
住宅の取得等の対価の額又は費用の額に対して国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、取得等の対価の額又は費用の額から補助金等の額を控除することとされました。

特定増改築等住宅借入金等特別控除について、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に関し補助金等を受ける場合は、補助金等を控除した残額が30万円以上の場合に適用することができることとされました。

住宅取得等資金の贈与税の非課税又は相続時精算課税選択の特例を適用した場合の住宅借入金等特別控除の計算における家屋等の取得対価の額は、その特例を受けた部分の金額を控除した残額とすることが規定されました。

- ・ 住宅耐震改修特別控除について、適用対象となる地域要件が廃止され、住宅耐震改修の費用に関し補助金等を受ける場合は、その住宅耐震改修に要した費用から補助金の額を控除することとされました。
- ・ 住宅特定改修特別税額控除について、次の改正が行われ適用期限が平成24年12月31日まで延長されました。

イ 高齢者等居住改修工事等に係る税額控除の上限額が、平成23年分は20万円、平成24年分は15万円に引き下げられました。

ロ 一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その一般断熱改修工事等に要した費用からその補助金等の額を控除することとされました。

⑧事業所得等関係の改正

- ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除の創設
- ・ 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除の創設
- ・ 特例の適用期限の延長と廃止

⑨譲渡所得関係の改正

- ・ 特定の資産の買換の場合等の課税の特例について、改正が行われた上、その適用期限が3年延長されて、平成26年12月31日までとされました。

平成22年度の改正事項のうち平成23年分の所得税から適用される主なもの

■扶養控除等の改正

改正後の扶養控除

区 分		控 除 額
一般の控除対象扶養親族 (扶養親族のうち年齢16歳以上の者)		380,000円
特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満の扶養親族)		630,000円
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円
	同居老親等	580,000円

改正後の障害者控除

区 分	控 除 額	
	本 人	控除対象配偶者又は扶養親族
障害者	270,000円	
特別障害者	400,000円	
同居特別障害者		750,000円

■給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されました。同日以前に使用者から住宅資金の貸付けを受けている者に対しては、廃止前の特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられました。

■支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が追加されました。

○東日本大震災の被災者等に対する税制上の措置は、国税庁のホームページに掲載されています。

○『平成23年度税制改正法案に係る法的手当』が財務省のホームページに掲載されています。
詳細は、財務省のホームページをご覧ください、

